

仕様書

1 事業名称

令和7年度 企業啓発推進事業（企業への人権啓発支援）業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 事業目的

本事業は、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」がめざす「人権が尊重されるまち」の実現に向け、市内の企業・事業所（以下「企業等」とする）の経営者や従業員を対象とした人権啓発講座の実施、本市人権施策に関する情報の提供及び社内人権研修の実施に向けた支援等を行うことにより、企業等が人権を尊重した活動を積極的に展開し社会的責任を果たしていくことができるよう支援することを目的に実施する。

4 業務内容

（1）講座の実施に関すること

本事業の目的に叶う効果的な内容となるよう講座の企画・運営を行うこと。

①講座の企画・講師の手配

ア 講座の企画にあたっては、市内の企業等を対象に、事業主・経営者、人事・労務担当者、新任人事・労務担当者など、多様な立場の人々がその立場に応じて学習できる講座を10講座以上企画すること。開催にあたっては、年間を通じて開催時期に偏りがないよう計画的に行うこと。

イ 講座のテーマ及び講師の選定にあたっては、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を踏まえた同和問題（部落差別）に関する人権課題、性別役割分担意識の解消やハラスメントの問題をふまえた職場での女性活躍促進の課題、LGBT等の性的少数者に関する人権課題、障がいのある人に関する人権課題、外国人との共生に関する人権課題など、社会的に関心が高い課題について、企業等における人権尊重の重要性の観点から検討し、開催時期、参加者の目標人数と併せて企画提案書で提案すること。

ウ 講座は、対面形式又はオンデマンド形式のどちらかあるいは併用で実施すること。対面形式で実施する場合は、参加者の利便性も考慮し、開催場所を市内で分散して実施すること。オンデマンド形式のツールについては、安全性・普及性が高いもの、受講者の管理ができるものを利用すること。

②参加者の募集・広報・受付・資料等作成

ア 各講座の開催において、参加者の募集及びそれに伴う申込みの受付等を行うこと。また、事業の問い合わせに対応すること。

イ 広報は、より多くの参加が得られるよう手法を工夫するとともに、対象者の興味をひく内容とすること。参加申込方法については、参加希望者が応募しやすい手続きとすること。また、より多くの参加が見込める手法を提案すること。

ウ 各講座で使用する資料・テキスト等を作成すること。

③講座実施にあたっての発注者への報告等

ア 企画提案を踏まえ、研修テーマの設定、講師の選定、開催時期の決定及び開催手法の決定、研修資料の作成を行うにあたっては、事前に十分な時間を確保し発注者に報告のうえ行うこと。その際、発注者からの要請があれば柔軟に対応すること。

イ 広報の方法及びその内容については、事前に発注者に報告のうえ実施すること。

④講座にかかるデータの提出

ア 各講座で使用する資料・テキスト等を電子データで発注者に提出すること。

イ 各講座実施後、講師の講義内容等をまとめた講座要旨を電子データで発注者に提出すること。

ウ 上記ア、イの電子データについては、講座参加者だけでなく広く啓発に活用できるよう、本市ホームページへの掲載等、二次利用が可能であることを権利者と調整のうえ、発注者に報告すること。

エ 外部への公表が可能なデータについては、受注者においても、広く企業等に情報提供を行うこととし、情報提供の方法について協議のうえ実施すること。

⑤効果検証について

ア アンケート調査の実施について

事業効果を検証するため、全ての講座の開催時及び講座実施後一定期間を経過した後に参加者にアンケート調査を実施し、結果を取りまとめ、発注者へ Excel 等加工可能な形式の電子データで報告すること。実施するアンケート項目については、発注者と協議のうえ決定すること。

イ アンケートの回答率について

アンケートのより高い信頼性を確保するため、アンケートの回答率の目標値を企画提案書で提案すること。

(2) 企業等への啓発支援に関すること

①本市が行っている人権施策に関する情報を市内の企業等に提供すること。提供する資料及び電子データについては発注者が準備する。本市が提供する資料の企業等への提供にあたって、より多くの企業等へ提供できる手法を企画提案書で提案すること。

②6月の就職差別撤廃月間において、月間の趣旨を踏まえ、市内の企業等に対し公正な採用選考の周知・啓発を実施すること。啓発はより効果的に趣旨が伝わる内容とし、より広く啓発できる手法を企画提案書で提案すること。

③本事業で実施した講座の企業等における活用状況を調査し、受講の成果が全社員に展開されるなど優れた取り組みを行った事例を市内の企業等に情報提供すること。事例の収集や選定する手法とともに、より多くの企業等へ提供できる手法を企画提案書で提案すること。なお、収集した事例については、電子データで発注者に提出すること。

- ④企業等が人権研修を企画・実施するにあたり、効果の高いものとなるよう、内容に適した情報提供（研修テーマや講師の紹介など）や手法の提案（カリキュラムの作成方法等）など、研修が円滑に行えるよう5社以上の企業等に対して支援すること。

5 成果指標及び目標数値の設定について

上記「4 業務内容」を踏まえ、本事業の目的に応じた成果指標及び成果目標数値を設定すること。なお、成果指標及び目標数値は明確に数値化できるものとし、測定方法については合理的かつ客観的な方法とすること。ただし、「4（1）①講座の企画・講師の手配」において全ての講座の延べ参加者数、及び「4（1）⑤アンケート調査の実施について」において講座内容が「職場等で活用できる」と答えた人数及びアンケート回収率を成果指標として設定すること。また、目標数値は参加者数「2,450人」以上、「活用できる」「どちらかといえば活用できる」評価「85%」以上、受講時アンケート回収率「85%」以上、一定期間経過後アンケート回収率「35%」以上の数値を設定すること。また、「4（2）企業等への啓発支援に関すること」に関する成果指標及び成果目標数値を設定すること。

6 成果目標の達成にかかる契約金額への反映について

契約金額のうち5%については、上記「5 成果指標及び目標数値の設定について」で設定する成果指標及び成果目標数値の達成状況に応じて支払うこととし、達成できなかった場合には、契約金額を減額することとする。この場合の支払額への反映については、「成果の達成度に応じた委託料の支払い等に関する特記事項」のとおりとする。

7 事業報告

- （1）仕様書に定めた内容（提案に基づくものを含む）の実施状況、結果等について業務報告書にまとめて提出すること。
- （2）事業に要した費用の詳細な経費について報告すること。

8 委託料の支払い

委託料は、発注者の検査を受け経費額を確定したのち、受注者の請求に基づき支払う。

9 個人情報の保護

受注者は、上記の業務の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、必要な措置・体制を講じること。

10 上記9については、次の点に留意すること。

- （1）事業等を通じて知り得た個人情報は、契約終了後においても本人の承諾なしに、第三者に開示又は提供しないこと。
- （2）情報管理の責任者を設置し、情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等が起きないように適切な管理に努めること。
- （3）個人情報の適正管理対策の実施、従業員に対する教育・研修等を行い、発注者に報告する

こと。

(4) その他、上記9の目的を達成するため、個人情報保護規定等を設けること。

11 関係法令の遵守

受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。

12 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、発注者へ実施報告書（別紙）を提出すること。

13 再委託について

(1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 その他

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、仕様内容を遵守し、誠実に履行すること。
- (2) 本仕様に定めのない事項及び当該事業遂行中に疑義が生じた場合を含め、業務の遂行にあたっては、発注者と綿密な連絡、報告、協議を行い、発注者より指示等があれば遵守すること。
- (3) 受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- (4) 本事業は、令和7年度大阪市予算が発効したときに効力を発するものとする。

15 担当

大阪市人権啓発・相談センター

〒550 - 0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号 阿波座センタービル1階

TEL : 06 - 6532 - 7631 FAX : 06 - 6532 - 7640

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1. 事業者名称

事業者名	
担当者名	
連絡先	

2. 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間（分）	受講人数

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。